

## 同行援護の従業者の資格要件

### サービス提供責任者の資格要件について

○次のア及びイのいずれにも該当又はウ、エのいずれかに該当する者

ア 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者初任者研修修了者で3年以上介護等の業務に従事した者、その他居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者

イ 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

※アの要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者とみなします。（平成23年10月1日（以下「適用日」という。）から平成30年3月31日までの間）

※**従業者の資格要件について**のイ、ウにおける大阪府知事が同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとして認める研修を修了した者を含みます。

ウ 厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準じる者

エ 平成23年9月30日において、現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事した経験を有する者（適用日から平成30年3月31日までの間）

### 従業者の資格要件について

○次のア、イ、ウ、エ、オ、カのいずれかに該当する者（カについては、減算あり）

ア 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者

※居宅介護の従業者要件を満たす者（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者を除く）にあつては、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者とみなします（適用日から平成30年3月31日までの間）

イ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を修了した者

ウ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を受講中であつて、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了した者

エ 居宅介護の従業者要件を満たす者であつて、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。

オ 厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

カ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程を修了した者であつて、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。（ただし、平成30年3月31日までの間は研修を修了した者であれば、1年以上の経験は要しない。）

### ◎同行援護従業者等要件に係る経過措置の延長について

**サービス提供責任者の資格要件について**の要件イ及び要件エ、**従業者の資格要件について**の要件ア及び要件カについては、経過措置が延長されました。

（旧）適用日から平成26年9月30日まで ⇒（新）適用日から平成30年3月31日まで

なお、経過措置の再延長は行われたい旨、厚生労働省より示されています。

**従業者の資格要件について**のイ及びウにおける『[同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修](#)』は次のとおりです。

**(一般課程相当)** 注) 同行援護従業者養成研修を受講の際には一般課程の受講が免除されます。

- 平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」
- 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障第90号）」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）
- 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- 廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
- 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障害課程）
- 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

**(一般課程及び応用課程に相当)**

- 社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修

(参考)

大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー（移動支援従業者、外出介護従業者）養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修（一般課程）相当と認める研修です。

## **重要**

本文は、平成23年8月23日付け、「同行援護のサービス創設にかかる指定申請等について」の周知文書から引用したものです。

参照：関係法令

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

（平成23年9月22日厚生労働省告示第335号） 一部抜粋

第1条

八 平成23年9月30日において、現に[同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修](#)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十二 平成23年9月30日において、現に[同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修](#)の課程を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者